

自転車活用推進功績者表彰の概要

1. 目的

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

3. 表彰権者

自転車活用推進本部長

4. 表彰の時期

毎年1回、自転車月間である5月に実施（特別の必要があると認められる場合は、随時表彰）。

5. 表彰の手続

- ①表彰候補者については、関係府省庁、都道府県、政令指定都市が推薦
- ②有識者で構成される選考委員会において受賞者案を選定
- ③最終的な受賞者の決定は自転車活用推進本部長

【参考】

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）（抄）
（表彰）

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

概要

- 自転車活用推進計画に基づき、自転車通勤を積極的に推進する企業・団体を認定
- 令和2年度に制度創設
- 「宣言企業」: 52社認定済(令和4年3月末時点)
- 「優良企業」: 令和3年度に2社を初認定・表彰(日本電子株式会社、株式会社はてな)

	宣言企業	優良企業
認定要件	<p>以下の3項目すべてを満たす企業・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化 	<p>自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①定期的点検整備を義務化 ②盗難対策を義務化 ③ヘルメット着用を義務化 ④その他自転車通勤を推進する取組 (通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等)
期間	5年間有効(更新可)	宣言企業の有効期間(更新可)
認定ロゴ		